

海上自衛隊父島基地分遣隊の区域及びその周囲おおむね**1000メートル**の地域上空は**小型無人機等飛行禁止法**の定めにより**ドローン等の飛行が禁止**されています
同法に違反した場合には、**警察官等による安全確保措置**の対象となるほか、
「**1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金**」が科せられる場合があります。

罰則等の適用区域



- 左図の赤線及び黄色線で囲まれた区域は**罰則等の対象**となります。
- 赤色線**で囲まれる区域でのドローン等の飛行は**10営業日前までに父島基地分遣隊へ書面で申請して同意を得る**必要があり、あわせて**48時間前までに小笠原警察署、小笠原海上保安署（飛行空域に海上を含む場合）への書面による通報**が必要です。
- 黄色線**で囲まれる区域（赤色区域を除く）でドローン等を飛行させる場合は、**土地所有者等の許可**を得た後に、**48時間前までに小笠原警察署、小笠原海上保安署（飛行空域に海上を含む場合）及び父島基地分遣隊への書面による通報**が必要です。また、海上は**10営業日前までに父島基地分遣隊へ書面で申請して同意を得る必要**があります。

父島島内でのドローン等の飛行は、**罰則等の適用区域以外の場所も、土地所有者、管理者等の許可**が必要です。詳細は**観光協会ホームページ**でご確認ください。
防衛省HP

飛行を行う場合の手続き等については、防衛省HPをご覧ください、
海上自衛隊父島基地分遣隊までお問い合わせください。

【問合せ先】海上自衛隊父島基地分遣隊 ☎04998-2-2027

